

## 国民健康保険(税)のお支払い方法の変更について

国民健康保険(税)について、本年4月より年金からお支払いいただいている方、または本年10月より年金からお支払いいただく予定となっている方のうち、以下の1及び2のいずれの要件も満たす方は、事前に金融機関の窓口にて口座振替の手続きを行っていただいた上、「ご本人控え」をお持ちいただき、税務・収納グループの窓口へ申し出ていただくことにより、保険料(税)を口座振替によりお支払いいただくことが可能になります。

- 1 これまで、保険料(税)を滞納することなく納めていただいている方
- 2 これからの保険料(税)を、口座振替により納めていただける方

申し出は8月15日までをお願いします

8月15日までに申し出いただいた場合、9月から口座振替により納付していただくこととなります。その際には、9月上旬頃に納入通知書を送付させていただきますので、ご確認ください。

税務・収納グループの窓口へ申し出いただいた後、速やかに10月分の年金からのお支払いを中止する手続きを行います。8月15日を過ぎて申し出いただいた場合は、10月分の中止手続きに間に合いませんので、申し出いただく時期により12月分以降の年金から中止させていただくこととなります。ご了承ください。

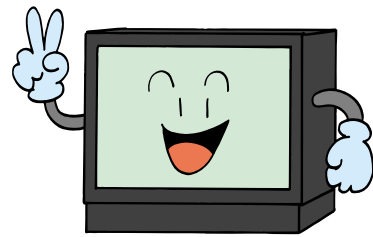
問い合わせ先 役場 税務・収納グループ ☎76 - 2151

## 傷害のある方を対象としたNHK放送受信料の免除基準が変わります

平成20年10月1日から免除基準が次のとおり変わります。

### 【全額免除】

「身体障害者」「知的障害者」「精神障害者」が世帯構成員であり、世帯全員が市町村民税(住民税)非課税の場合  
従来の「身体障害者」「重度の知的障害者」から対象者を拡大します。  
生活状態の条件を「市町村民税非課税」に統一します。



### 【半額免除】

視覚・聴覚障害者が世帯主の場合  
視覚・聴覚障害者の免除基準の変更はありません。  
重度の障害者(身体障害者(手帳1・2級)、知的障害者(手帳区分A)、精神障害者(手帳1級))が世帯主の場合(内部機能障害を含む)  
従来の「重度のし体不自由者」から拡大します。

	全額免除 [障害者の方を世帯構成員に有する場合]		半額免除 [障害者の方が世帯主の場合]	
	平成20年9月30日まで	平成20年10月1日から	平成20年9月30日まで	平成20年10月1日から
身体障害者	生活保護法による最低生活費の額に身体障害者特別加算額を加算した額の費用によって営まれる生活状態以下の世帯	世帯構成員全員が市町村民税非課税	●視覚・聴覚障害者 ●重度のし体不自由者	●視覚・聴覚障害者(変更なし) ●重度の身体傷害者(内部機能障害等を追加)
知的障害者	重度の知的障害者を構成員に有する世帯で、世帯構成員全員が市町村民税非課税	世帯構成員全員が市町村民税非課税(重度以外も対象)	適用外	重度の知的障害者
精神障害者	適用外	世帯構成員全員が市町村民税非課税	適用外	重度の精神障害者

問い合わせ先

NHK視聴者コールセンター  
☎ 0570 - 077 - 077

役場保健福祉課福祉担当  
☎ 76 - 2151

## 長寿医療制度(後期高齢者医療制度)のお知らせ

政府は、長寿医療制度(後期高齢者医療制度)について、次のとおり一部の見直しを決めましたので、お知らせします。

### 平成20年度の保険料の軽減割合を拡大します

所得の低い世帯の方で、下表に該当する方は、平成20年度において新たに次の軽減を受けられます。

対象になる方	新たな軽減対策
今年度の均等割額が7割軽減されている方	均等割額が8.5割軽減になります。
「賦課のもととなる所得金額」*が58万円以下の方	所得割額が5割軽減になります。

- \* 「賦課のもととなる所得金額」は、保険料額決定通知書でご確認ください。
- ・改めて手続きをしていただく必要はありません。
  - ・対象になる方には、改めて8月以降に減額後の保険料のお知らせを送付します。

### 保険料の納め方を変更できます

保険料が年金から差し引かれている方(10月以降に差し引かれる予定の方も含まれます)で、下表のどちらかに該当する場合は、申し出により口座振替で納めることができます。

対象になる方
国民健康保険の保険料(税)を確実に納付していた方(本人)が口座振替で納める場合
年金収入が180万円未満の方で、本人以外の世帯主または配偶者が口座振替で納める場合

- ・納め方の変更を申し出いただいた場合、年金からの保険料の差し引きを中止します。申し出の時期により、年金からの差し引きを中止する月は異なります。
- ・8月15日までに申し出いただいた場合、10月に振り込まれる年金からの保険料の差し引きを中止します。
- ・口座振替を開始する月は、申し込みの時期により異なります。

### 被用者保険の被扶養者だった方へ

被用者保険の被扶養者だった方は、年間の保険料が2,100円以下になります。2,100円以下に軽減されていない場合は、被扶養者だったことが確認できていない可能性がありますので、下記にお問い合わせをお願いします。

被用者保険とは  
政府管掌健康保険や組合管掌健康保険、共済組合など、いわゆるサラリーマンの健康保険のことです。市町村の国民健康保険や、国民健康保険組合は、含まれません。

問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011 - 290 - 5601

役場 保健福祉課 国保・後期高齢者医療担当 ☎76 - 2151